

# 安城市 空き家を所有する皆さまへ

2023.4現在

本市では、空き家に関する相談制度や、除却に伴う各種補助金を用意していますので、条件を確認のうえご利用ください。



区分	事業名	内容	対象者	お問い合わせ先	Webサイト
空き家に関する相談	不動産 空き家相談	宅地建物取引士に、空き家や不動産に関する相談ができます(毎月第4火曜日)。	市内の不動産及び空き家所有者等 ※事前予約制	建築課 0566-71-2241	
	税理士による 税務相談	相続、贈与、譲渡所得、所得税、固定資産税などの税金に関する相談ができます(毎月第1水曜日)。	市内在住者 ※事前予約制	市民税課 0566-71-2213	
	相続 登記 測量相談	司法書士や土地家屋調査士に、土地、建物等の登記や、土地の境界等に関する相談ができます(毎月第2水曜日)。	市内在住者 ※事前予約制	相談室 0566-71-2222	
	シルバー人材センターの 空き家管理	草刈、剪定、小規模修繕等の業務を行います(有料)。	空き家所有者等	シルバー人材センター 0566-76-1415	
空き家の撤去	ブロック塀撤去費 補助金	道路等に面する高さが1m以上のコンクリートブロック塀等を撤去する場合、撤去費の補助が受けられます。	ブロック塀の所有者等	建築課 0566-71-2241	
	狭あい <small>きょうあい</small> 拡幅整備	後退が必要な狭あい道路を拡幅整備するため、寄付を条件に現地測量、分筆等の費用を市が負担します。また、後退用地内の工作物の撤去・移設費用についても、一部補償ができます。	後退用地の所有者等	維持管理課 0566-71-2237	
	空き家除却費補助 金	1年以上使用されていない老朽化して危険な空き家を除却する場合、除却費の補助が受けられます。	空き家の所有者等	建築課 0566-71-2241	
空き家の税金	空き家の発生を抑制するための特例措置(3000万控除)	相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋又はその敷地を売って、一定の要件に当てはまるときは、譲渡所得の金額から最高3000万円まで控除できます。	相続等により当該家屋又は敷地を取得し売却した人	管轄の税務署  建築課 0566-71-2241 (※確認書に関する ことのみ)	

各種手続きには条件がありますので、Webサイトや窓口等で必ず詳細をご確認ください。  
また、各種補助金を受ける際は事前に相談、申請等が必要になりますので、ご注意ください。

空き家問題について  
相談したい

相続等に伴い、空き家  
(敷地) を売却した

# 空き家を 所有している

## 空き家を除却したい

空き家のブロック塀  
を撤去する場合

**ブロック塀  
撤去費補助金**

1年以上使用されていない危  
険な空き家を除却する場合

**空き家除却費  
補助金**

きょうあい  
**狭あい道路拡幅整備**

狭あい道路に接し  
ており、売買や建  
築等に伴い道路後  
退が発生する場合

空き家の売却・活用等  
について相談する場合

**不動産・空き家相談**

空き家の税金等について  
相談する場合

**税理士による  
税務相談**

空き家の相続・登記等  
について相談する場合

**相続・登記・測量相談**

草刈、剪定、小規模修繕等の  
管理代行を依頼する場合

**シルバー人材センター  
の空き家管理**

空き家（敷地）の譲渡に  
所得税がかかる場合

**空き家の発生を抑制  
するための特例措置  
(3,000万控除)**